

保医発 1029 第 2 号
令和 3 年 10 月 29 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 11 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

別表の の149(2)中の「冠動脈」を「冠動脈及び下肢動脈」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～148 (略) 149 血管内光断層撮影用カテーテル (1) (略) (2) 近赤外線を用いて、冠動脈及び下肢動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。 150～211 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)	(別表) Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～148 (略) 149 血管内光断層撮影用カテーテル (1) (略) (2) 近赤外線を用いて、冠動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。 150～211 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)